

## ◎市営建設工事・建設関連業務委託に係る最低制限価格算出方法について

市が発注する建設工事・建設関連業務委託の入札案件について、最低制限価格未満の入札を行った者を落札者とししないこととしています。最低制限価格の算出方法は下記のとおりです。(随意契約案件は、従来どおり対象外となります。)

これは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル及び国土交通省基準に合わせております。

### ■対象

公告・指名を行う建設工事・建設関連業務委託

#### 【建設工事】

※令和4年4月1日以降に入札公告等を行う工事から最低制限価格の算出方法を変更します。

### 変更内容

下記に定める算出方法のうち(4)一般管理費等の割合

変更前 一般管理費等の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

変更後 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

1 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額

(1)直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額

(2)共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

(3)現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

(4)一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

ただし、その額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 7 を乗じて得た額

2 特別なものについては、契約ごとに 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で契約担当者等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

## ◎東日本大震災の被災地域における前金払の特例の一部変更について

東日本大震災の被災地域における前金払(中間前金払を除く。)の特例について、前金払の割合を

令和4年4月1日以降に入札公告等を行う工事及び建設関連業務から、以下のとおり変更します。

### 市営建設工事

前金払の割合を請負金額の10分の4.5以内とします。(変更前は、請負金額の10分の5以内)

### 市営建設関連業務

前金払の割合を請負金額の10分の3.5以内とします。(変更前は、請負金額の10分の4以内)

## ◎指名競争入札の場合に入札参加者が一者の場合でも入札執行する特例措置

東日本大震災以降、復興復旧工事の急増により、入札の不調・中止が続いたことから、その現状を打開し入札を円滑に執行するため、時限的措置として「指名競争入札の場合に入札参加者が一者の場合でも入札を執行、続行する特例措置」を導入しています。

### 1. 適用期間

平成25年10月10日執行の入札から令和4年3月31日まで

### 2. 制度の概要

- ・入札執行前に参加者が一者のみになった場合でも入札を執行します。
- ・入札の成立後に執行途中で参加者が一者のみになった場合でも入札を続行します。

(これまでは、2者以上の参加者により、入札を執行(続行)していました。)

**※当該特例措置は、令和4年4月1日で廃止となりました。**